

「市民参加条例（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 平成25年6月28日（金）～ 平成25年7月25日（木）
- 2 意見の件数 86件
- 3 意見提出者数 17人

4 内容別の意見件数

項目	件数
全般に関する意見	8件
第1条「目的」に関する意見	6件
第2条「定義」に関する意見	4件
第3条「基本原則」に関する意見	5件
第4条「市の責務」に関する意見	4件
第5条「市民の権利」に関する意見	2件
第7条「市民参加の時期」に関する意見	2件
第8条「市民参加の方法」に関する意見	8件
第9条「意見交換会等、アンケート、ヒアリング等」に関する意見	1件
第10条「パブリックコメント手続」に関する意見	5件
第11条「政策提案」に関する意見	2件
第12条「意見の取扱い等」に関する意見	2件
第13条「審議会等」に関する意見	5件
第14条「条例の検証」に関する意見	4件
新設規定に関する意見	3件
条例の周知啓発に関する意見	1件
条例の運用に関する意見	5件
パブリックコメント手続の実施方法に関する意見	7件
その他の意見	12件
合計	86件

修正を加えた項目はありません

茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課 協働推進担当
電話 0467-82-1111（代表）
E-mail shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

※いただいたご意見については、内容に関わらない部分及び提案者が特定されるおそれがある部分を除き、原文のまま掲載しています。

■ 全般に関する意見（8件）

(意見1)

平成22年施行された茅ヶ崎自治基本条例第16条により市議会の可決をまって平成26年4月1日から施行される予定となった「市民参加条例」は、24万5千人の「茅ヶ崎市民」の政策提言等に多大なる「市民の力」を認めることとなります。

(市の考え方)

平成22年4月施行の茅ヶ崎市自治基本条例の第16条では、市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定めることとしており、この規定に基づき、条例の策定作業を進めて参りました。平成26年4月の条例の施行を目指しており、施行により、市民による政策提案など市民参加の具体的な方法が明確に定められることとなります。

(意見2)

他の行政ではこの様なことが実施されている行政があるのでしょうか、またあるとすればどの様な形態なのでしょうか。

(市の考え方)

他の地方公共団体における市民の参加（参画）を規定した条例については、多数の制定の事例があります。パブリックコメント手続や意見交換会をはじめ、各地方公共団体が定める様々な方法が規定されています。国においても行政手続法の定めるところにより、意見公募手続が実施されています。なお、この意見公募手続については、この条例第10条のパブリックコメント手続に該当するものです。

(意見3)

「市民参加条例」は基本的なルール定めたものであるなら、出来る限り・法の許容の限り努力目標等でなく明確な基準を設けて下さい

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針を定めた平成15年以降に本市で実施してきた市民参加の方法の実施状況等に鑑み、重要な案件についてパブリックコメント手続を義務付けることとし、明確な基準を設けています。他の方法については、努力義務としていますが、条例の施行後、この条例を運用していく中で、検証し検討して参ります。

(意見4)

この市民参加条例は茅ヶ崎市自治基本条例の第16条において規定されておりますがあまり堅苦しくしてはいけないと思います。(理論的なものだけでなく現在実際行っている実行的なものも検討しないといけないでしょう)

(市の考え方)

条例の規定は、誰が読んでも同じ解釈となるようにすべきであり、なおかつ簡潔、明瞭にかつ分かりやすくする必要があります。この条例の規定を作成するに当たっても、そのような趣旨に基づき、簡潔、明瞭にかつ分かりやすい表現を心がけています。

(意見5)

私たち茅ヶ崎市民は、人情豊かな先進的政治文化社会を築くため、みんなで知恵と力を出し合い、自らの責任と意思を自覚する「茅ヶ崎市自治基本条例」を創り、保健に、健康に、コミュニティに…活動に参画するべく、市政担当との協働システムの構想を期待しております。

ただ今回の「市民参加条例案」は、市民参加の定義を①市政に対する意見の提出ルールに限定されており、②自治会運営を主体とした枠組みを基本。などと折角の協働と連携が狭義に敷衍して、腰砕けが危惧されますので、今回の条例案施行は一旦保留戴き、改めての構成と手続きを整えて、参画し易い条例案として頂けます様お願い致します。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加(市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいいます。)に関し必要な事項を定めるものです。茅ヶ崎市自治基本条例が定めるコミュニティ(同条例第25条)や協働(同条例第26条)に関する事項は、この条例に規定するのではなく、それぞれの規定に基づき整理されるべきものと考えます。

(意見6)

市民参加について。今回の条例案においては、政策提案の規定は示されてありますが、私どもが日ごろ担当窓口と相談・指導をお願いする事業への参画やワークショップなどフィールドワークを伴う協働参加を、しやすくして目的化された、“わがまち茅ヶ崎”が実感できるシステムを願うものです。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例第16条第1項において、市民参加とは、市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することとしています。このことから、例えば、市の各課が実施する事業への参加も市民参加に当たることとなります。この条例では、現状として定めるべき事項を捉え、規

定を整備しています。この条例の施行後の検証の中で、必要があると認められるときは、適切な措置を講じていくこととなります。

(意見7)

条例素案は、パブコメを除いて原則論にとどまっております。市民参加の範囲を「市政全般」としながらも、市民参加手続きが具体的にどう適用されるかが明確にされていません。その見取り図を明らかにして（市民との意見交換も行い）市民参加が大きく前進することを願います。そのため15条で定めるよう規定されている、「規則その他の規定」の策定にあたっては、本条例素案の考え方に基づく市民参加を保障するようお願いいたします。

(市の考え方)

市民参加の対象は、市政全般としています（第6条）。条例の前半に総則的な規定を置き、具体的な規定は後半の第8条以下に整備しています。市民参加の方法による市民の意見、提案等の聴取については、第8条、第9条に規定しているところです。また、規則その他の規程や逐条解説の検討においても市民の皆さんのご意見をお聞きすることを考えています。

(意見8)

これまでの行政運営をこの条例素案に基づいて振り返ったとき、どのような問題があったと言えるのか、同種の問題が今後はどう改善されるのかを説明してもらいたい。

(市の考え方)

この条例が制定されることにより、次の点が変わります。

- (1) 市民が行政（執行機関）に政策の提案をすることができるようになります（第11条）。
- (2) 市民から意見交換会などの市民参加の方法の実施を行政（執行機関）に求めることができるようになります（第9条第3項）。
- (3) 行政手続法に基づく意見公募手続（パブリックコメント手続）について、この条例に規定を整備します（第10条第1項第3号）。
- (4) これまで茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針に基づいて実施してきたパブリックコメント手続その他の方法を、条例という法形式で明確に位置付けます（第8条）。

また、これまで茅ヶ崎市市民参加推進のための基本方針に基づき行われてきた市民参加は、この条例の施行後はこの条例に基づく市民参加として継続していくこととなります。なお、この条例の施行状況については、4年を超えない期間ごとに、検証を行うこととしています（第14条）。

■ 第1条「目的」に関する意見（6件）

（意見9）

市行政運営において大切な事は出来る丈多くの市民が市行政に参加し意見を述べ行政はその市民の意見を取り入れて市民のための行政運営を行う事だと思います。そのために多くの市民が市民参加出来る様に窓口を広くする事です。

（市の考え方）

茅ヶ崎市自治基本条例第5条は、市民の市政への参加の権利を定め、同条例第16条第1項では、市民参加のための多様な方法の整備が、同条第3項では、市民参加をしやすい環境の整備が、同条第4項では、市民参加により提出された意見、提案等の多角的かつ総合的な検討、市政への反映が、規定されています。これらの規定を含め、茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めるのがこの条例です。

（意見10）

これから市行政が市民のための行政を進めて行くためにはこの市民参加条例は非常に重要ですので充分慎重に検討して多くの市民が行政に参加出来る様な市民参加条例を設立していただく事を強くお願い致します。

（市の考え方）

茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めるのがこの条例です。同条例の目的及び自治の基本理念が十分に反映されるよう心がけます。

（意見11）

「市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的とする。」の部分「市政への市民の意見の反映及び市民参加を促進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的とする。」としてください。自治基本条例の趣旨に基づいて、市民参加自体を行うことにより自治の確立ができることを正確に書いてください。

（意見12）

3行目において、「市政への市民の意見の反映」の次に「及び市民参加」を挿入する。

自治基本条例は、第4条において茅ヶ崎市における自治の基本理念を定めています。その委任によってつくられる市民参加条例は、自治の基本理念を実現するための根幹をなすものであり、目的において適切に表現される必要があります。素案のように「市民の意見の反映」のみでは不十分であり、自治基本条例の基本理念及び当該素案第6条との整合性を考慮する必要があります。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例は、第1条に目的を、第4条に自治の基本理念を、第5条に市民の市政への参加の権利を、第12条に市民の市政への参加の基本原則を、第16条の第1項から第4項までに市民参加に関する事項を規定しています。そして、第16条第5項には、市民参加に関し必要な事項は別に条例で定めることを規定しています。これらの規定を受けて、この条例の第1条では「茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図る」ことを目的としています。

(意見13)

目的 市民参加することが市民にメリットがあることだ、ということを知りやすく書いたほうがよいと思います。例えば「この条例が施行されることによって、市民の声が行政に反映されやすくなり、市民の行政活動への参加が保障されます」のように明確に書かれたほうがよいと思います。

(市の考え方)

目的に関する規定は、その法令の立法目的を簡潔に表現し、その法令が達成しようとする目的の理解を容易ならしめるとともに、その法令全体の解釈・運用の指針に役立たせる趣旨で設けるものです。市民のメリット等については逐条解説等の中でお知らせして参ります。

(意見14)

この条例によって、茅ヶ崎市民は茅ヶ崎市の行政に参加できることを知らせることができます。茅ヶ崎市をよりよい街にしていくために茅ヶ崎市民は意見を言うことができ、その情報を得ることができる、と明確に熱く表現してほしいと思います。

(市の考え方)

市政への参加は茅ヶ崎市自治基本条例第5条、第12条などに、市民参加は第16条に規定が置かれています。これらの規定を受け、この条例が定められることとなります。茅ヶ崎市自治基本条例とこの条例は、市政への参加や市民参加について必要な事項を明確に表現しています。

■ 第2条「定義」に関する意見（4件）

(意見15)

住民（市民）運動もリコール等も市民参加であり、このこと踏えて自治基本条例を検証したり市民参加条例を制定して下さい

(市の考え方)

市民参加は、茅ヶ崎市自治基本条例第16条において、市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することと規定しています。この条例においては、この規定を前提として考えることとなります。

(意見16)

自治会を中心とした地域コミュニティを多く作りその地域コミュニティを通して市行政に参加する事です。この地域コミュニティは非常に範囲が広くその市民に合った地域コミュニティ（運動クラブや趣味のクラブ又NPO的なクラブ等数多い）を設立し、多くの市民に地域コミュニティに参加してもらい、市行政にも色々意見を述べ市民がやりがいのある生活を送り、健康や福祉にも役立てる事です。そして行政はそれがやり易くなる様に援助し、市民のための行政運営を行って行かなくてはなりません。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例第25条には、市は、コミュニティの活動を尊重しなければならないこと（第1項）、市は、コミュニティから提出された意見を検討し、市政に反映させるよう努めなければならないこと（第3項）が定められています。また、同条例第27条においては、公益の増進に取り組む市民の活動の支援のための適切な措置を講ずるよう努めることとしています。市民参加の主体は市民であり、コミュニティについては、同条例第25条において市民により自主的に形成された集団又はつながりをいうことと規定されていることから、当然市民に該当します。同条例第16条においては、市民は条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することと規定しており、この条例においては、この規定を前提として考えることとなります。

(意見17)

市民参加条例に反対する。このままでは市民の定義が広すぎるので外国人参政権の叩き台になるからである。茅ヶ崎市民の定義をもっと限定すべきである。茅ヶ崎市に通勤・通学するだけの外国人は日本国民でないばかりか、茅ヶ崎市民ともいえないはず。おかしな市民の定義をやめるべきである。現在の「市民の定義」は茅ヶ崎で長年暮らし納税し子育てする市民に対する冒涇である。絶対におかしい。

(意見18)

企業や団体を市民の定義に含めた矛盾がそこここに見えてきます。基本条例に関することではありますが、「市民」の定義を見直す必要があります。（市民は自然人に限定すること）

(市の考え方)

この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への

市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図ることを目的としています（第1条）。また、茅ヶ崎市自治基本条例の第3条第1号は市民の意義を定め、同条例第16条第1項において、市民参加とは、市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することとしています。このように、この条例において使用する用語は、茅ヶ崎市自治基本条例において使用する用語の例によることとしています。

■ 第3条「基本原則」に関する意見（5件）

（意見19）

市政の信頼なくして市民参加ないと思う（⑦と関連あり）市民のニーズをつかみ十分な情報発信できる条例制定が市民参加 進・充実になると思うので、そのような条例制定を

（市の考え方）

市民参加は、市民と市の良好な信頼関係に基づいて行われることとし、適切かつ効果的と認められる方法により市民の意見を聴くよう努めることとしています（第9条）。また、市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進することとしています（第4条）。

（意見20）

市民相談窓口について。日ごろは、市政への意見や相談ごとは、「市民相談窓口」を利用させて頂いておりますが、これらの相談ごとが“市民情報”として扱われ、回答して頂けることが、肝心要です。今回の条例案での取扱い（第12条）での手続きは兎も角、“市長が尊重・公表”の以前に、相談ごとへの組織対応と協調が醸しだされての、信頼関係の構築を切に願うものです。

（市の考え方）

この条例では、市民参加は、市民と市の良好な信頼関係に基づき行われるものとするを基本原則に規定しています。

（意見21）

第3条（基本原則） 第1項 市民参加は、自治本条例第4条に基づき、市民の意思と責任の下に行われるものであり、市民から提案される意見が市政に反映されることを基本とする。

（市の考え方）

この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づいて定めることとしています（第1条）。この規定は、この条例全ての条文を解釈する際に適用さ

れることとなります。

(意見22)

第2項は当たり前前にも関わらず、書かなければならないことに情けなさを感じます。私たちは税金を納めて私たちの出来ないことを行政職員に変わりにやってもらっており、そのために行政職員には権限が与えられているということを自覚してほしいと思います。その権限が与えられるからこそ、行政職員は宣誓（地方自治の本旨を実現するために市民の奉仕者になるという）をしてからでないと職務を行うことができないのです。そこを考えて条文を練ってほしいと思います。

(市の考え方)

地方公務員法及び茅ヶ崎市職員の服務に関する条例の規定により、市の職員となった者は、宣誓書に署名してから職務を行わなければならないこととされています。市の職員は、全体の奉仕者であることを常に念頭に置いて職務に専念することとなります。

(意見23)

基本原則の2 市民と市の良好な信頼関係という表現は疑問です。「市民と市はお互いを尊重し、自らの役割を果たすことに努める」

(市の考え方)

ワークショップやその後の検討の中から生まれてきた規定です。「お互いを尊重する」ということは、「信頼関係」につながるのではないかと考えます。また「自らの役割を果たす」ことについては、市の責務としては第4条に、市民の責務としては、茅ヶ崎市自治基本条例第6条に規定されています。

■ 第4条「市の責務」に関する意見（4件）

(意見24)

市民参加条例を広く解釈して出来る丈多くの市民が参加出来る市民参加条例にしないといけないと思います。今「パブリックコメント」や「わたしの提案」等市民参加の窓口である提案制度がありますが、これに満足する事なく、他に色々な市民参加の窓口を行政は設立し、市民参加を多くする様に市民参加条例を考え設立しなくてはならないと思います。

(市の考え方)

市は、市民参加の推進のための環境の整備に努め、情報を提供し、主体的な市民参加を促進することとし、あわせて、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めることとしています。

(意見25)

第4条(市の責務) 第3項として、「市は、市政に関する市民意見の提案があった場合には、その検討結果を速やかに回答するものとする。」を追記。

(市の考え方)

市民からの意見の取扱い等については重要であることから、第12条において、市長等への市民参加の方法の結果の公表を義務づけています。

(意見26)

市民参加の促進に関し、調査研究を行い、それを市民と共に検証し、多様でより良い市民参加のあり方を実現して行ってほしいと思います。

(市の考え方)

市は、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めることを規定しています。また、条例の施行状況の検証に当たっては、適切な市民参加の方法により市民の意見を聴かなければならないこととしています(第14条)。

(意見27)

市の責務 情報公開のことですが、市の情報は市民の情報でもあるため、「情報を積極的に提供し」ではなく、「情報は原則公開とし、市民と情報を共有すること」としてください。

(市の考え方)

市政に関する情報の一般原則については、茅ヶ崎市自治基本条例第14条の定めるところによることとなります。この条例では、その所管事項である市民参加の観点から、第3条に情報の共有を規定し、第4条に市民参加の促進のための情報の提供について規定しています。

■ 第5条「市民の権利」に関する意見(2件)

(意見28)

第5条(市民の権利) 市民は、自治基本条例第5条2ならびに第12条3に基づき、市政の運営にあたって市民参加の機会の提供を求めることができる。

(市の考え方)

この条例は、茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づいて定めることとしています。この規定はこの条例全ての条文を解釈する際に適用されることとなります。

(意見 29)

現在の状況を踏まえて出てきた条文ですので、第6条と対で、市民が提案する市民参加の時期・方法等が市民の権利として謳われることに賛成です。

(市の考え方)

市民が行政（執行機関）に対し市民参加の方法の実施を求めることができる仕組みの根拠となる規定です。従来は行政（執行機関）が専ら決していた市民参加の方法の実施について、市民の側にもその機会を付与する内容の規定になっています。

■ 第7条「市民参加の時期」に関する意見（2件）

(意見 30)

この内容が、全ての行政の施策が実施される過程のどの時期でも参加が推進されるものであることが分かるように解説を付けてほしいと思います。

(市の考え方)

市民参加とは、市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいいます（茅ヶ崎市自治基本条例第16条第1項）。市は、このいずれの過程（時期）においても、市民参加を推進することを定めているものです。

(意見 31)

市民参加の時期という言葉は不適切です。いつでも、発案もできるはずです。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例第16条第1項において、市民参加とは、市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することとされています。市は、条例、政策の①制定・策定、②改廃、③運用・実施、④評価のいずれの過程（時期）においても、市民参加を推進することを定めています。

■ 第8条「市民参加の方法」に関する意見（8件）

(意見 32)

審議会等の定義をより具体的に書き込むことをお願いします。

(市の考え方)

審議会その他の附属機関又はこれに類するものを審議会等と略称しています。附属

機関とは、審議会に代表されるように地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより、諮問、審査又は調査などのために設置された機関をいい、これに類するものとは、法律又は条例に基づかず、市民等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として設置された委員会、協議会等をいいます。こうした説明は、茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説に記載があることから、この条例の逐条解説を作成する際にも、分かりやすい説明を心がけます。

(意見33)

第8条(参加の方法) (5) 市民および団体等は、規則その他の規程で定めるところにより、第1項～第7項に挙げた参加方法によって市長等に政策案を提出することができる。(※市民個人であっても提案できるのではないか。人数制限を削除)

(市の考え方)

従来から本市では市長への手紙など、市民からの意見や要望を受け付け、尊重して参りました。この政策提案については、それとは別に、一定の政策として責任を持った形で提出してもらう必要があることから、一定の基準を設けることが必要と考えています。

(意見34)

自治基本条例の逐条解説には、市民参加の多様な方法として「市民討議会の開催」があります。しかし、市民参加条例(素案)の第8条には市民参加の方法としてありません。市民討議会の開催を入れてください。

(市の考え方)

市民討議会については、これまで市民参加に触れる機会の無かった市民に対し機会を提供するという視点において有効な手法と考え試行を重ねています。今後も引き続き、更なる効果の向上につながるよう、この条例の施行状況の検証と併せて調査研究に努めて参ります。

(意見35)

市民参加条例(素案)では、第6条「市民参加の対象は、市政全般とする。」となっていますが、第8条の方法でかなり限定している感じです。ただし、同(7)で「その他市長等が適当と認める方法」とあり、この規定を活かしていき、第6条の規定が十分いきるようにしてください。

(意見36)

第2項として、「以上の方法以外で、より効果的な手段がある場合は積極的に活用するよう努める。」という項目を入れてください。市民・市がより良い効果的な手段を検討し・採用していくことが将来につながるもので、幅広い市民参加を確保しておくために必要な項目だと思います。

(意見37)

第2項として下記の趣旨を追加する。

「より効果的と認められる手法があるときは、これを積極的に用いるよう努める。」
市民参加は、事案によってまた経験によってより拡充・発展する方向性をもっています。市民も市もこのことをより意識化する立場からの規定です。

(市の考え方)

市民参加の方法を限定する趣旨ではなく、市民参加の方法を列記しています。また、この条例の第4条第2項には、市は、市民参加の促進に必要な調査研究に努めることを規定しています。そして、第9条では、意見交換会等、アンケート、ヒアリングに加え、その他の適当と認める方法も含め、適切かつ効果的な方法による市民の意見等の聴取について規定しています。

(意見38)

(2) アンケートについては、アンケート自体の内容を市民参加で作成すべきという意見がワークショップから多数出ていました。今後の市民参加の方法にも市民が市民のためになるような工夫を取り入れていただけたらと思います。

(市の考え方)

政策の実施の過程においても適切かつ効果的な方法により市民の意見、提案等を求めるよう努力義務規定が置かれています(第9条)。どのような対象にどのような方法を活用するのが適当なのかは、個々の事案において個別に検討することとなります。

(意見39)

第8条の市民参加の方法に一項をもうけて、「行政運営における市民参加」を加えるよう提案します。先の6/13意見交換会で、行政と市民の間で考え方の相違が浮き彫りになった「市民参加の範囲」の考え方について、今回の参加条例に基づき、理解の突き合わせを行う必要があります。例えば公民館活動や市の各種事業に市民が参加しているが、その際の市民参加の在り方、市民意見の反映についてなど、行政運営に関する部分への市民参加がこの条例の「市民参加」に含まれていることの確認をすることです。そのほか「広報ちがさき編集への市民参加」(編集委員会への市民参加)などの提案もあります。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例第16条第1項において、市民参加とは、市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することとしています。市民からの信託を受け市長その他の執行機関が行う行政執行もこれに当たります。このことから、ご意見で例示されている公民館活動や市の各種事業への参加についても、政策の実施の過程への参加に該当することと考えられます。

■ 第9条「意見交換会等、アンケート、ヒアリング等」に関する意見（1件）

（意見40）

第一項に掲げる項目だけでなく、市民が提案した方法等も採用してもらえるような文言にしてほしい。「市長等が適当と認める方法」ではそれが読み取れない。

（市の考え方）

第8条に規定している市民参加の方法については、限定的に列挙している趣旨ではありません。第9条でもこの考え方は変わらず、第1項第1号から第3号までに加えて、第4号の規定についても第3項の規定により市民が求めることができる対象としています。このことから、具体的な方法を示して市民参加の方法の実施を要求することも可能となっています。

■ 第10条「パブリックコメント手続」に関する意見（5件）

（意見41）

これからは、介護保険料などは市民の生活に直接関係するその市独自の算出によるものであるから、大幅な保険料等の引き上げ等は市民の声を聞くべきであると思う。また、市独自の地方税の項目を起す場合は除いているならば、その廃止や大幅な値上げ等もする必要がある場合も出てくるのではないかと考えます。一律に除外する必要はないと考えます。

（意見42）

第3項第3号を削除して下さい。

当該条文が対象としている事項について一律に適用除外することは、①市民参加条例の趣旨を逸脱するおそれがあること、②多大な市民負担となる可能性をもつ事項であること等に照らして適切でないと考えます。軽微な事案であるときは、（6）において対処できます。他の自治体の定めるパブリックコメント条例においても、例えば横須賀市、宝塚市、上越市、笠間市、三次市等多くのところでこのような適用除外規定を設けていません。

（市の考え方）

パブリックコメント手続の対象については、原則として現在の本市におけるパブリックコメント手続の根拠である市民参加推進のための基本方針を基に、現状の水準を維持することとして規定を整理しています。基本方針では、金銭徴収に関する事項は、地方自治法第74条第1項において「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」が条例の制定又は改廃の直接請求の対象とされていないことを踏まえ、パブリックコメント手続の対象除外としています。しかし、新たな地方税の創設についてはその重大性に鑑み、この条例では、対象とすることとしています。

(意見43)

(7) 審議会等においてパブリックコメント手続に準ずる手続を実施して策定した報告等に基づいて策定するものであるとき。

具体例は、環境基本計画の年次報告書がこれに当たるのでしょうか。その他に具体例を教えてください。

(市の考え方)

環境基本計画の年次報告書の作成に当たっては、茅ヶ崎市環境基本条例第21条の規定に基づき、市長（事務担当は、環境部環境政策課）が市民から意見書の提出を受け、その意見書を添えて審議会に諮問しています。このことから、これに当たるものではないと考えています。

(意見44)

(9) その他市長等が規則その他の規程で定める場合

市長等が規則その他の規定で定める場合とは、どんな内容ですか。

規則はパブコメがかかる場合はその内容が市民からの意見が入りますが、その他の規定は市長等が独断で決めれば、分からないということになりますので、教えてください。

(市の考え方)

適用除外事項については、基本的に条例で規定しており、現時点で規則に委任する事項は想定していません。市長は、規則の制定権を有するので規則で定めることとなります。規則の制定権を持たない執行機関については、その他の規程で定めることとなります。

(意見45)

第10条の4 「市長等は、パブリックコメント手続きを実施しないこととしたときは、その理由を公表するよう努めなければならない。」を「・・・その理由を公表しなければならない。」にしてください。

一つ一つのことを明快にすることは、市民との信頼関係を築くことに大切なことです。

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例が定める説明責任や情報共有の観点から、基本的に理由を公表すべきと考えています。ただし、やむを得ない事情などにより、公表できない場合も想定されることから、努力義務規定としています。

■ 第 1 1 条「政策提案」に関する意見（2 件）

（意見 4 6）

政策提案は安易な提案をなくするため 5 名以上の連署をもって提案する事が出来る。とありますが、あまり厳しくしすぎると折角の政策提案も出さなくなり、市民参加の主旨に反する事になるのではないかと思います。（5 名以上連署だから良い提案だ。1 名署名だから悪い提案だとは言えないでしょう。）市民から出された良い提案をどの様に市民のために有効に生かすかが行政の大きい仕事の一つだと思います。

（意見 4 7）

第 1 1 条（政策提案） 第 8 条との関係で、なぜ 5 人以上の市民の連署が必要か。ただし、他人提案のコピー等を避けるため、本人の署名・押印を必要とする。

（市の考え方）

従来から本市では市長への手紙など、市民からの意見や要望を受け付け、尊重して参りました。この政策提案については、それとは別に、一定の政策として責任を持った形で提出してもらう必要があることから、一定の基準を設けることが必要と考えています。

■ 第 1 2 条「意見の取扱い等」に関する意見（2 件）

（意見 4 8）

市民の意見等をききすぎないようにしてほしいです。まとまりがつかなくなるおそれがあります。

（市の考え方）

市民の意見を尊重しなければならないことを規定しています。これは、市民の意見がそのまま採用されるという趣旨ではなく、市民の意見を慎重に検討し、採否を決め、その結果や考え方を公表するという趣旨で定めています。

（意見 4 9）

第 1 2 条（意見の取扱い等） 第 1 項で(6)の審議会意見をなぜ外す必要があるか。第 1 3 条第 1 項（審議会等）と矛盾しないか。

（市の考え方）

審議会その他の附属機関又はこれに類するものを審議会等と略称しています。附属機関とは、審議会に代表されるように地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより、諮問、審査又は調査などのために設置された機関をいい、これに類するものとは、法律又は条例に基づかず、市民等の意見を聴取

し、市政に反映させることを目的として設置された委員会、協議会等をいいます（茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説）。

このような機関たる審議会等としての意見と、市民参加の方法による意見は異質のものと考え、除外しています。一方で、審議会等へ市民が参加し、議論を交わすことは市民参加の1つの手法であることから、矛盾するものではないものと考えています。

■ 第13条「審議会等」に関する意見（5件）

（意見50）

市の委員や指導等の委嘱等について自治会等に丸投げせずもっと広い住民参加でする工夫して欲しい（条例制定や運用）

（市の考え方）

審議会等の設置や、審議会等の委員の選任に当たっては、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならないこととしています。

（意見51）

13条の2において、男女の比率、公募委員の比率だけでなく、その他の状況より具体的に（年齢、職業、地区）書き込むことをお願いいたします。

（市の考え方）

多様な市民の意見が反映されるよう、公募による委員の比率、委員の男女の比率を例示として挙げていますが、その他の状況も勘案することとしています。その他の状況について逐条解説の中で具体的な例示を心がけるなど、分かりやすく表示して参ります。

（意見52）

より確実な市民参加が推進され、市民の意見が反映されるような審議会のあり方、改善を必ずするようにしてほしい。そのために、3項に「審議会の運営及び答申等にも市民の意見が反映され、市民参加が図られるよう、努めなければならない」という項目を入れてください。

（市の考え方）

審議会等の運営に関する事項や答申等の内容については、基本的に各審議会等の所管すべき事項であると考えています。このことから、この条例では、審議会等の設置及び審議会等の委員の選任の権限を有する市長等に関し規定を置くことにとどめています。

(意見53)

下記趣旨の第3項、第4項を追加する。

「3 審議会等の会議は公開する。」

「4 審議会等は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表する。」

会議等の公開と会議録の作成は、知る権利にとって不可欠のものであるにもかかわらず、従来その取り扱いにバラツキがありました。その重要性を考慮し合わせて規定する必要性があると考えます。

(市の考え方)

審議会等の会議の公開については、茅ヶ崎市自治基本条例第14条（情報共有）にその規定があり、この条例の所管する事項ではないものと考えます。また、会議録の作成については、情報共有に関する事項であると同時に審議会等の運営にも関係する事項であり、別に検討すべきものと考えます。

(意見54)

第13条の2 「市長等は、審議会等の委員を選任しようとするときは、公募による委員の比率、委員の男女の比率その他の状況を勘案し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。」を「・・・市民の多様な意見が反映されるようにしなければならない。」にしてください。

選任の様子が偏っているように感じられます。偏りがないように、きっちりと選任してほしい。

(市の考え方)

審議会等の運営に関する事項や答申等の内容については、基本的に各審議会等の所管すべき事項であると考えています。このことから、この条例では、審議会等の設置及び審議会等の委員の選任の権限を有する市長等に関し規定を置くことにとどめています。

■ 第14条「条例の検証」に関する意見（4件）

(意見55)

自治基本条例や市民参加条例制定後その運用等で条例の空洞化を心配（危惧）しております。

(市の考え方)

条例が形骸化することのないよう、条例の施行後、検証を行って参ります。

(意見56)

自治基本条例との整合性や、努力や尊重の意味も検証し十分に情報発信すると同時にその運用についても十二分に検証し情報発信し制定して欲しい

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例との整合性や条例で用いる用語の意義を含め、条例の検証の中で必要な検討を行って参ります。また、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、主体的な市民参加を促進することとしています(第4条)。

(意見57)

第14条(条例の検証) 第2項 市長等は、前項の検証をするときは、最も適切な市民参加の方法により、市民の意見を聴き、多角的、総合的に検証しなければならない。(自治基本条例16条4項)

(市の考え方)

茅ヶ崎市自治基本条例第16条第4項に、市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならないこととされており、この規定の適用を受けることとなります。

(意見58)

第14条の2 「市長等は、前項の検証をするときは、最も適切な市民参加の方法により市民の意見を聴かなければならない。」を「・・・市民の意見を聴き、反映されるようにしなければならない。」にしてください。

市民の意見を聴くばかりで、意見が反映されたところをほとんど見たことがない。市民との信頼関係を取り戻すことが大切です。

(市の考え方)

市長等は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況を検証しなければならないこととし、その際には市民の意見を聴かなければならないこととしています。また、意見の反映と良好な信頼関係については、市民参加の基本原則として、この条例の第3条に規定しています。

■ 新設規定に関する意見（3件）

（意見59）

先に開いた市民参加条例（素案）の意見交換会（6月8日開催）には、参加市民が多くありませんでした。自治基本条例のアクションプランの意見交換会も同様に少人数でした。市民参加条例の附則にでも「市は市民が市民参加について理解を深めるために施策を講じなければならない」という趣旨の条文を入れてください。

（市の考え方）

第4条に市の責務として、市民参加の推進を図るための環境の整備、市政に関する情報の積極的な提供による主体的な市民参加の促進、市民参加の促進に関し必要な調査研究に努めることを規定しています。

（意見60）

第13条の次に下記の趣旨の条文を第14条として追加し、以下条文を繰り下げる。

「（市民との連携協力・地域分権）

第14条 市は、市民が主体的かつ自発的に実施する営利を目的としない公益的な活動で、市がともに実施することが適当と認められるものは、行政の肩代わりではなく市民自治推進の立場からこれと連携協力して実施する。

2 市は、地域分権のための施策を市民とともに積極的に研究し推進する。」

茅ヶ崎市における自治を推進するためには、市が市民の主体的な公益活動に対して行政の肩代わりではなく自治基本条例の基本理念に則って市民自治の立場からこれを尊重し、連携協力していくことが重要です。市民自治は、その範囲及び内容・質において、経験の蓄積によってより拡充していく方向性をもっています。市民も市もこのことを踏まえて広い視野と柔軟な発想をもち、ねばり強く市民自治の推進に取り組むことが求められます。

（市の考え方）

「茅ヶ崎市自治基本条例の目的及び自治の基本理念に基づき、同条例第16条第5項の規定により市民参加に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民の意見の反映を推進し、もって市民による自治の確立を図る」ことがこの条例の目的です（第1条）。このことから、この条例の所管する範囲を逸脱してしまう規定となるおそれがあります。

（意見61）

市の責務があるならば、市民の責務も加えたほうがよいのではないのでしょうか。「市民の責務として 街づくりの担い手であることを認識し、自らの発言と行動に責任をとること」

(市の考え方)

市民の責務は、茅ヶ崎市自治基本条例の第6条に規定されています。市政に参加するに当たっては、他者の意見等を尊重すること、自身の発言等に責任をもつことなどが規定されています。

■ 条例の周知啓発に関する意見（1件）

(意見62)

自治基本条例のアクションプランに関する意見交換会やパブリックコメントが少なかったことを受け、市民参加条例ではそのようなことがないようにと提言しました。しかし、意見交換会へのお誘いも今までのツールのみでした。市民参加条例の策定のためにワークショップを開催し、多くの市民が集まったはずですが、その方々に意見交換会に出席して下さるようにお知らせをするということもなかったのは、驚きです。市民参加も手続を漫然と行えば良いものではありません。どのような周知を行うか、これからはしっかり検討してください。

(市の考え方)

この条例の第4条第1項の規定により、出来る限りの周知に努めて参ります。ただし、市民の皆さんからお預かりする個人情報、茅ヶ崎市個人情報保護条例の規定に基づき適正に取り扱うことが求められています。

■ 条例の運用に関する意見（5件）

(意見63)

市民参加条例を設立するだけでなく、その後この条例を市民のためにどの様に実行して行くか考えなくてはなりません。

(市の考え方)

第1条の目的に則り、この条例を運用して参ります。

(意見64)

この条例の逐条解説の検討には、市民参加でお願いします。素案づくりの段階で行政と市民の意見の違いが多くあり、議論を通じ妥協を図りました。逐条解説に市民が参加しないと意見の違い出てくる可能性が十分あると考えるからです。

(市の考え方)

逐条解説の検討においても市民の皆さんのご意見をお聞きすることを考えています。

(意見65)

自治基本条例で規定された市民主権のもとに市政が運営されることを保障するための市民参加条例なので、行政職員がその趣旨をよく把握して市民参加のよりよい姿を実現するよう職員研修を徹底して下さい。

(意見66)

市全体で、条例を理解し、実行されることを心より望みます。

(市の考え方)

市の職員は法令を理解し、そして遵守して職務を執行して参りますが、中でもこの条例は、日々の業務に密接に関連することから、市の職員に対する周知徹底に努めて参ります。

(意見67)

ようやく、市民参加条例がパブコメに入り市民が行政に係わる素地が明解になったと思います、一般市民は本条例の理解は困難と思われます。自治基本条例を基に策定されている為で行政側が市民に対して分かりやすく説明が必要と思います。

(市の考え方)

逐条解説やパンフレットなどにより、この条例を市民の皆さんに分かりやすくお伝えして参ります。また、ご指摘の茅ヶ崎市自治基本条例との関係についても、この条例と密接に関連することから、分かりやすい説明を心がけて参ります。

■ パブリックコメント手続の実施方法に関する意見（7件）

(意見68)

パブコ（意見募集）を考慮して制定する過程（プロセス）も十分情報発信して下さい。

(市の考え方)

条例の策定に当たっては、ワークショップ、アンケート、意見交換会、パブリックコメントの手法を用いて、市民の皆さんからご意見をお聴きして参りました。こうした過程（プロセス）に関する情報は、広報紙、ホームページへの掲載をはじめ、自治会のご協力による回覧、公共施設、コミュニティバス車内等へのポスター掲示等々、様々な手法により発信して参りました。

(意見69)

意見募集応募者等にはその結果集等(25.8頃公表)の送付を

(市の考え方)

パブリックコメントでご意見をいただいた皆さんには、結果をまとめた資料をお送りします。

(意見70)

当条例制定のワークショップ等の結果や過程の資料等当意見募集(パブコ)時に配布できなかったでしょうか。

(意見71)

自治基本条例や逐条解釈等も当パブコ募集時に同封(配布)できなかったでしょうか。

(市の考え方)

ホームページのご意見募集のページから、関連する内容のホームページのリンクを設定するとともに、「ご意見募集箱」を設置している窓口に閲覧用として茅ヶ崎市自治基本条例逐条解説及びワークショップ、意見交換会での議論の基となった市民参加推進のための基本方針を配備しました。また茅ヶ崎市自治基本条例のパンフレットも同窓口で配布しました。今後も分かりやすい情報提供に努めて参ります。

(意見72)

今回のパブリックコメントは、条例(素案)だからでしょうか、案文だけです。これでは、パブリックコメントに参加しづらいと思います。今後、条例でもポイントとなるところは、説明してほしいものです。

(市の考え方)

ご意見の募集に当たり、資料の冒頭に、意見募集の実施、制定の背景・目的、条例制定の概要、この条例が制定されることによる変更点を掲載しました。今後もより分かりやすい情報提供に努めて参ります。

(意見73)

今回のパブリックコメントに当たり、市民の多くの意見を聴く必要があったにも関わらず、担当課としてどのような努力をされたのでしょうか。

(市の考え方)

各公共施設、庁舎等へのポスターの掲示、ホームページ、広報紙への掲載により周知に努めて参りました。

(意見74)

パブコメの最初に、この条例が施行されたらどのようなことができるか、書いてくださったのは、意見交換会の中での提案を受け止めていただいたからと思います。しかし、堅いので、もっと具体的な内容で事例を書いてほしいと思います。これからのパブコメにも採用してください。

(市の考え方)

意見交換会でいただいたご意見をパブリックコメントに反映させることができました。今後もより分かりやすい情報提供に努めて参ります。

■ 市民参加条例の策定についての賛否に関する意見など、その他の意見（12件）